

委員 会 審 査

総務企画委員会

の無償譲渡について（旧ウッドインであ）
右記2議案については、文教経済委員長の報告の後、全員一致で可決されました。
※P5の委員会審査
参照

〔議第58号〕人権擁護委員候補者の推薦について
現在の人権擁護委員の任期が本年9月30日で満了するため、新たな候補者の推薦を同意したもの。

・加藤 雅宏氏

付託された3議案について、以下のような審査を行い全員一致で原案の通り可決すべきものと決めました。

〔議第49号〕高山市暴力団排除条例について
〔問〕暴力団排除条例の経緯は

〔答〕平成20年 国の暴力団対策法改正により、社会全体で暴力団を排除するようシフトしてきている。これを受けて全国47都道府県

では、すでにこの条例を制定し、全ての市町村においてもこの条例を制定する予定である。また市においては、今年2月に観光関係団体、商工関係団体、神社、市などで「高山市露店等営業円滑運営委員会」を設立し排除に向けての取り組みを行っている。

〔問〕露店商に暴力団がいるかいないかは、どのようにチェックするのか。

〔答〕2月に設立した運営委員会と警察が連携・協力して、露店商

申請時にチェックをしている。

〔問〕県下の制定状況はどうか。

〔答〕県下21市中9市は制定済みである。下呂市は3月に制定済みであり、飛騨市は6月から9月に制定予定である。

〔議第50号〕高山市情報公開条例の一部を改正する条例について
高山市土地開発公社が管理する情報を公開請求の対象とするため改正しようとするもの。

〔問〕今回、土地開発公社を対象としたが、他にもれているものはないのか。

〔答〕もれているものはない。

〔議第52号〕高山市税条例の一部を改正する条例について
地方税法の改正等に伴い改正するもの。

〔問〕新たに都市計画区域に指定したにもかかわらず、都市計画税

を猶予するのはなぜか。

〔答〕今回拡大をした地域は当面事業予定がないため、平成31年まで課税を猶予する。課税時期、手法についてはそれまでに協議する。

〔問〕都市計画区域に指定すること都市計画税との兼ねあいは。

〔答〕都市計画区域は、開発動向が高まっている地域に対し規制が必要な所を指定するものである。指定についての条件はこの場所でも同じだが、区域を拡大するときは条件、あり方を市民に説明したうえで、今回拡大する地域については、当面課税は猶予することで決定した。

文教経済委員会

付託された2議案について、以下のような審査の結果、全員一致で原案の通り可決すべきものと決めました。

〔議第53号〕友好都市

提携について

〔問〕都市提携による、まちづくりへの反映は。

〔答〕デンバーは経済交流・物販・送客につながりたい。昆明は東南アジアへの戦略拠点。シビウとトロワは市民の伝統文化に対する意識高揚につながる。ペルーは世界遺産マチュピチュとのつながり高山をPRしたい。

〔問〕今回提携するシビウ市との今後の具体的な交流の方向性は。

〔答〕文化協会や市民に呼びかけ検討したい。

〔問〕締結の時期は。

〔答〕9月初旬の予定。

《自由討議》
○今後は友好都市提携の評価も必要。

○矢継ぎ早の都市提携には市民の戸惑いもあり慎重に対応すべき。
○海外戦略室の本来の戦略的業務に支障をきたす恐れはないか。

○都市交流の意義を、市民が直接的かつ具体的に感じられるように

することが課題だ。

○財政的側面も考慮する必要がある。

○提携は官民あげて有効に進めるべきだ。

〔議第56号〕市有財産の無償譲渡について
〔問〕当該施設（莊川町・旧ウッドインであ）の建設年月日・建設目的・廃止の時期は。

〔答〕林産物の展示・販売・普及・宣伝を目的に、H5年4月に供用を開始。H16年3月に営業を廃止し、その後は倉庫として利用。

〔問〕建設時の補助金は。

〔答〕農林水産省の山村活性化特用林産振興事業を利用。事業費1億2350万円、補助対象事業は約7400万円。50%が国の補助で県が4・5%の上乗せ。

〔問〕土地の管理は。

〔答〕土地は市有財産として管理し、今後は有償で貸し付けする。地代は年額約10万円。